

**+** 貨物概要

プラスチックを鋳型に流し込む方法により作製された、カメオを模したもの。枠、留め具は取り付けられていない。

**+** 分類

関税率表第 3926.90 号 - 2 (統計番号 3926.90-029) のその他のプラスチック製品

**+** 分類理由

取り付け加工が施されていないことから、身辺用模造細貨類と認められず第 71.17 項には分類されません。

したがって、プラスチック製品として他に該当する項がないことから、上記のとおり分類されます。

**注記**

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります (関税法第 4 条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属 (分類) となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)